

でないことも起こりうる。さっき「その他」のところで書いた、投資額より増価額が低い場合どうするかという問題、それと並んで、こういう問題が出てくるということである。

それから「工事完了時点から数年内の賃貸借終了の場合には、増価額だけでは割り切れない問題がある」。25万円投資して、実は30万円の増価額になるんだと主張することが許されるか、あるいは30万円投下したが、実は増価額は25万円にしかならんぞといったこと、だからその辺が、土地改良法をそのまま、増価額でなければだめだといいきったとき、少し不自然な点が出るのではなかろうかという問題である。

3番目は、「土地改良法との均衡上、民法による有益費償還について、どのような特約を結ぶことが妥当であるか」。土地改良法によらない、例えば農業構造改善事業の改良の場合、これは民法原則と同じだ。この場合、地区が並んでいることも多いにありうるから、そういうとき、均衡上どういうことがいちばん妥当であろうか、特約ということは全体に共通する問題である。

それから(4)は蛇足であるが、研究会でも議論になったいわゆる賃借人が“もとをとる”というのは、いったいどういうことなんだろうか、どう説明したらよいか、なかなか難しい話である。そういうことを書いた。

以上、長々とご説明したが、どうかご検討をお願いしたい。

質疑と意見

(1) きょうの議論と「報告」

梶井 どうもありがとうございました。

たいへん詳細にわたってご説明いただいたが、事前に作成過程でいろいろ意見を聞かれているし、質疑と意見を両方一緒にしていいですね。ご自由に発言願います。

石井 これは内容にはかかわりないが、「とりまとめのための整理について(案)」

という形で文書ができている。きょう検討すると案ではなくなる、そういうことか。

梶井 さきほどのお話だと、最終的とりまとめは、60年度ということになるのか。

中江 きょう時間の関係もあるし、議論がつきない場合、あらためておうかがいしたいし、はっきり報告として農林水産省に提出する正式なものは、できれば60年度早い機会にと思っている。

稲本 実質的な内容は、きょう、この案で議論すればいいのか。

梶井 まだいろいろ疑問点が残っているということがあるとすれば、あとでメモを出していただいて、それを整理して追加するなりなんなりという形で、最終稿をまとめるということにしたい。

稲本 文章的表现は簡潔にまとめられている。もう少し、文章的に肉づけがあったほうがいいんじゃないかという感じがする。

梶井 このあとの質疑で、この表現では簡潔すぎて非常に他義的に解釈されて、誤解を招くおそれがあるという個所があれば、その辺のところは肉づけというか、そういう他義的解釈が出ないような表現にするということは、必要になってくるだろうね。

(2) 残されている2つの問題

中江 さきにご説明したけれども、大きくいって問題が二つばかり残っている。稲本先生の前のご意見の場合、永久改良というのは認めないほうがいい、30年ぐらいでどうかというご提案があったが、それをどうさばくか、ここでは60年としているが、その問題である。同時にうかがいたいのは、フランスの場合、18年だったか、それ以上は認めないといったような制度がある。それはいかなる趣旨なのかということをお聞きしたい。前の研究会でも議論が出たが、よくわからなかった点だ。

それから4の(注1)で書いた、土地改良法で増価額といった場合、すべての投資の回収が終わったあとでも、増価額が現存すれば有益費償還請求がありうるのかという点である。民法原則でいえば、賃借人の損失が消滅し、不当利得が存在しな